

平成25年度第2回京都府食の安心・安全審議会議事要旨

1 開催日時

平成26年3月19日（水）午前10時から正午まで

2 場 所

京都府公館第5会議室

3 出席者

【審議会委員】

中坊 幸弘 会長、蒔 祥子 委員、伊井 光晴 委員、伊豆田 富美子 委員、内田 隆 委員、栗山 圭子 委員、土居 幸雄 委員、中本 絵里 委員、東 あかね 委員、牧 克昌 委員、文字 正 委員、山本 隆英 委員、渡辺 明子 委員

【京都府】関係職員

【傍聴者】 1名

4 次 第

（1）協議事項

- ① 京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成25年度）について
- ② 京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標（平成26年度）について

（2）報告事項

- ① 平成26年度京都府食品衛生監視指導計画（案）について
- ② 食品衛生評価部会開催結果について
- ③ 放射性物質検討部会開催結果について
- ④ 平成26年度リスクコミュニケーション計画について
- ⑤ メニュー表示等に関する国及び府の対応について
- ⑥ 食の安心・安全に係る事案について

5 議 事

(会長)

それでは、平成25年度第2回の審議会を始めます。25年度の実施状況の報告をいただくと同時に、来年度の目標について皆さんのご意見を伺い、協議を進めていきたいと考えております。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

25年度の実施状況及び26年度の施策目標について説明させていただきます。資料5ページをお願いいたします。

行動計画につきましては、大きく4つの柱で構成しております。1番目の放射性物質に対する食品安全管理体制の強化をはじめといたしまして、ご覧のような形であります。実施につきましては、48の数値目標を掲げながら取り組んでいるところであります。25年度は一番下に書いてありますように、40の取り組みで計画達成の見通しです。

一番右端にありますように、48の数値目標のうち45につきましては80%以上の達成となっております、残り3つが79%以下という状況でございます。

6ページをお願いいたします。

この資料につきましては、100%以上の達成、あるいは見込みのものについて抜粋しております。第1の柱の「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」ですが、流通食品の放射性物質につきましては、加工食品や子供が口にするものを中心に、計画どおり検査を実施しております。

第2の柱は「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」です。リスクコミュニケーションにつきましては、放射性物質に関するものが10、そのほか食中毒や農産物の安全対策に関するものが5ということで、計15の取り組みを行っております。きょうと食いく先生の認定については、今年度72名を認定いたしまして、実績として累計で83名となっております。また、来年度の認定に向けての養成講座も開催いたしました。

食の安心・安全協働サポーターのスキルアップにつきましては、府内6地区で開催し、その内容も講習だけでなく、食中毒予防対策を実感してもらうため、手洗いにより手がどの程度きれいになるのかという実習・体験も行い開催したところです。

第3の柱は「監視・指導・検査の強化」です。家畜伝染病、貝毒プラン

クトン、食品の収去検査、無承認無許可医薬品の監視につきましても、計画どおりに行いました。事業者向け食品表示講習会は、今年度新たに実施したものです。食品表示の適正化ということで、今年度は直売所運営者を対象に開催しました。

第4の柱は「安心・安全の基盤づくり」であります。給食調理場での作業工程表、作業動線図の作成については計画比117%となっております。

鶏卵・鶏肉トレーサビリティにつきましても、生産農場から小売りまでの一貫した情報伝達ということでPR活動を行っております。

京都こだわり農法の取り組みにつきましても、技術実証やこだわり農法で生産されたブランド京野菜の認証などにより推進をいたしまして、数値目標を達成しました。

それでは、資料9ページをお願いいたします。

このページ以降で、全体で48の取り組みについて整理させていただきます。25年度の計画と実績、26年度の目標、また、真ん中にありますように、取組内容とその効果ということで、今年度の実施状況などを示しております。

ここからは今年度達成できなかったものについて説明させていただきます。資料10ページをお願いいたします。

府内産農林水産物の放射性物質検査であります。これは数値といたしましては、計画400に対しまして334となっておりますが、この内訳としまして、府の試験研究機関のは場等から採取したものの検査につきましても、計画どおりに行いました。それとは別に、市町村からの要望に基づく検査枠というものを比較的多く設定しましたので、結果としてその分が少なくなりました。検査の結果としては、すべて不検出であり、ホームページで翌日には結果を公表しております。この結果につきましても、府民、生産農家、あるいは関連の事業者さんに見ていただいて活用していただいているというところです。

それでは、次に資料14ページをお願いいたします。

広告ちらし等を活用する「情報提供店」であります。この制度は各店舗や系列店本部等に情報提供いたしまして、企業のホームページや新聞に入ってくる折り込みチラシ等で活用していただくとするものです。この店舗の登録につきましても、3店舗の増加にとどまったということで、今後は商店街や業種別団体を通じまして登録を進めたいと考えております。

「参考」に書かせていただいておりますけれども、消費者への紙媒体での情報提供ということで、食の安心・安全協働サポーターさんに対しまして、食の安心・安全情報を年6回提供しています。

次、資料の21ページをお願いいたします。

きょうと食農体験農場の登録であります。野菜などの栽培体験ができる農場の登録ということで進めております。今年度につきましては、登録がございませんでしたが、3農場については来年度に登録ができるよう調整を進めています。来年度に向けましては、支援助成等を活用しまして可能性のある農場への声かけを行っていくことにより、登録を進めたいと考えております。

次、資料33ページをお願いいたします。

食品表示指導者の登録であります。これは企業内、あるいは業界全体の食品の表示適正化のリーダーとなっていただく方の登録を進めているものです。今年度、9月に研修を行い、1名増員しました。「参考」に書いておりますが、認定者に対する研修会として「食品表示法と食品表示の動向」というテーマで開催して、スキルアップ、情報提供をしたところであり、この研修会には、食品表示指導者だけではなくて経営者の方も参加され、理解を深めていただきました。

次、資料34ページをお願いいたします。

食品表示における科学的検査です。食品表示が本当に間違いないかということで、科学的検査で確認できるものを検査しました。品目選定につきましては、過去に違反事例があったものや京都のブランド製品の信頼確保という観点から品目を選定し、今年度は、うなぎ加工品、袋詰精米、黒大豆を対象に実施いたしました。実際は、品目ごとに生産状況などを考慮し買い上げましたので、結果として29検体にとどまったということです。検査の結果はすべて疑義なしでした。

次、42ページをお願いいたします。

事業者による残留農薬の自主検査です。府内生産農場から出荷された茶につきまして実施されました。計画は20ということでしたけれども、考え方に書いてありますように、産地ごとに生産される茶種別に検査をしたということで、結果として18検体となりました。

次、52ページをお願いいたします。

次、ワンランク上の品質管理プログラムによる登録事業者数です。これは、きょうと信頼食品登録制度が一つ星基準だけでしたので、25年度は二つ星基準へとレベルアップした取り組みを進めようというものです。これにつきましては、各業種に沿った二つ星基準の管理プログラムということで、具体的にはコーヒー、鶏卵、茶でその業種ごとの管理プログラムをつくりましたが、事業者の登録につきましては1業者にとどまりました。今後の取り組みとしましては、現在鶏卵で5事業者、コーヒーで2事業者

が二つ星基準の取り組みを行っていただきますので、来年度には登録を進めたいと考えています。その他の業種につきましても、二つ星基準の管理プログラムの策定を進めたいと考えております。

次、資料54ページをお願いします。

エコファーマーの認定でございます。技術等の実証圃を設置し、環境負荷の低減に結びつく技術の普及や環境保全型農業直接支援対策によりまして、農業者を支援する取り組みを進めましたが、1164件と、若干目標を下回りました。

他の取り組みについても個別には説明いたしませんでしたが、今年度の実施状況を点検し、その結果を来年度の取り組みの参考にし、目標達成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(会長)

ご意見、ご質問がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

34ページのところについて少し。食品表示の科学的検査ということですが、具体的には何をどのような検査をするのでしょうか。

(事務局)

幾つかの種類を検査を、それぞれの品目、検査対象によって最適なものをやっております。具体的に言いますと、米、うなぎの加工品はDNA検査、黒大豆は、微量元素を何種類か検査しまして、それによって、丹波産黒大豆の場合は兵庫産と京都産がありますが、90数%の確率で、他の地域との産地判別が出来ます。そういう手法で検査をしております。

これ以外にも、同位体検査というそれぞれの検体に含まれている元素の同位体について、生産される地域による量の違いで、例えば国産か中国産かという区分が出来るものがあります。

それぞれの検査品目によって検査方法を使い分けるといって現在やっております。年度によって検査する手法は変わりますが、今年度はこういう形です。

(会長)

10ページの放射性物質の検査の目標が達成出来なかったというところで、市町村の要望が余りなかったというご説明がありますが、実際には

要望によってこちらで検査して欲しいというものが来るということですか。

(事務局)

検体を採取する手法については2つに分かれています。基本的に京野菜や国内の主要品目については、京都府の試験研究機関や農業大学校の中のは場で採れるものを使って、20品目200検体弱、それについては確実にやると。それに加えて、市町村からのご要望があるものについては受けていくという形になっております。その部分がここ年々少しずつ減っている状況がございます。府内産農林水産物の安全性は問題ないのですが、検査の目的は府内産農林水産物の風評被害防止であり、現在は少しずつ落ちつきつつあると思っています。

(会長)

これは、過去の実績のところを見ると、24年度の計画としては400件ぐらいあり、実績も400件ぐらいだったのですか。

(事務局)

はい、そういうことです。

(会長)

それで、25年度も400、それからあとは落ちつくだろうということで300に減らしたということですね。

(事務局)

はい。また、後ほどご報告しますが、この審議会の下に放射性物質関係の専門部会を設けております。1月に今年度の取り組み、それから来年度以降の計画についてご意見を賜っております。その中で、今の状況はかなり落ちついてきつつあるので、流通食品は継続しておりますが、府内産の農林水産物はもう少し絞り込んでもいいのではというご意見もいただいておりますので、それに沿った形でやっていきたいと思っております。

(会長)

わかりました。

(事務局)

補足しますと、日本の国産の農産物やいろんな加工品について、原発事故直後の4月頃から海外から輸出ストップということがあったということで、京都府のほうで輸出証明を出し始めました。しばらくした2年後に、ようやく国が迅速にやるというふうになってきたわけですが、そういう面では京都はトップレベルでそういう証明書を発行しているということです。最近の傾向を見ると、EUあたりでそろそろ輸出証明を求めることはやめようかという動きも出てきていますから、ようやく海外から日本を見る目が落ちつき始めたというところでございます。

(会長)

風評被害については、日本海側の海産物についても汚染に関して証明が欲しいという意見もあったので、そういう意味ではやっていただいていると。

他にございませんか。

(委員)

きょうと信頼食品登録制度ですが、大変すばらしい制度です。一つ星はある程度出来ましたので次に二つ星という段階で、私どもの業界も二つ星を目指しておるわけですが、私どもの業界で二つ星といいますのは、市販のパンはなかなか難しい。それで、学校給食のパンを二つ星にということで進めていきたいと思っております。昨今、京都市で学校給食のパンを無くすという動きがございました。そういうことで、今、組合として二つ星をいかに進めていこうかということをお悩みの状態でございます。出来ればパンを残していただいて、二つ星にチャレンジしていきたいと思っております。

(会長)

他にございますか。

(委員)

私は主に食育関係のところでお伺いしたいと思います。

19ページの食育推進計画を作成する市町村数のところです。現在、26市町村のうち18町村が食育推進計画を作成したということですね。約65%。これは他の都道府県と比較して高いのか低いのかいかがでしょうか。京都が素晴らしいのか低迷しているのかが分からないのですが、他の都道府県と比較していかがですか。

(事務局)

今、具体的な数値は持っていないのですが、市町村計画の作成状況は非常にまばらな状況、全国的にいくと京都府のレベルは真ん中ぐらいのイメージなのですが、都道府県によってかなり全域に進んでいるところと、そうでないところと両方あるのかと思っています。また、調べさせていただきます。

(委員)

他の指標につきましても、他の都道府県との比較で京都の位置づけを見ていくということが必要だと思います。

もう一つです。

20ページの親子研修会の開催です。3回研修会を開催して3回とも目標達成100%となっていて、子供に対して基礎的な知識を体得させることが出来たと書いてあるのですが、それはどうして証明できるのかということと、何人ぐらいの子供さんが参加されたのかということも必要だと思います。

(事務局)

具体的な数字は持っていませんが、各回20名程度かと思っています。それで、それぞれでアンケートをとっており、良く分かったという回答をいただいておりますので、こう書いております。

ただ、これは親子研修会として、食の安心・安全の関係に限定した形でやっておりますが、これ以外に食育ということで、今年度から親子食育講座を本格的に実施しております。そこで、旬の農林水産物、米、魚そういったものについて18回程度やっております。それぞれ定員が30名程度で、府民だより等で募集しますと、早い時期に講習定員に達してキャンセル待ちという状況です。そこでもアンケートをとっておりますが、やはり「満足した」、「やや満足」というのがほぼ100%近い状態です。例えばお米を実際に自分たちで炊いたりとか、この前の日曜日は子供たちが魚を3枚におろすとかいうことをやったりしております。

(委員)

有り難うございます。

最後に、22ページのきょうと食いく先生の認定についてお伺いしたいと思います。ここでも、食いく先生の認定数を書いてあるのですが、

小・中学生や大学生に40回と10回されましたが、受けた学生さんや生徒さんの数が何人位かということも記載していただけたらと思います。

また、きょうと食いく先生による食育と、栄養教諭との連携についてお伺いしたいと思います。連携はどのように図っていらっしゃるでしょうか。

(事務局)

今、委員がおっしゃられたことは非常に大切なことだと思って取り組みをしております。単発で食いく先生を派遣するだけではなく、それぞれの学校の食のプログラム、計画に沿った形の中で、食いく先生という社会人講師の派遣を組み込んでもらうという形にしています。例えば、食いく先生の派遣の前後に学校での授業で、それに関連したことを学んでいただくことと併せての実体験ということで、栄養教諭、それから栄養教諭以外にも社会科や理科の先生とか、そういうところとも連携しながらやるということを、こちらで一定の調整はさせていただきますが、学校側と食いく先生とにお願いしています。

また、終わった後も食いく先生、学校、それぞれからご報告いただいております。そういう中で課題もあれば次に生かすようにしていきたいと思っております。

(委員)

有り難うございました。

(委員)

52ページ、先ほどお話で出ましたけれども、きょうと食の安心・安全フォーラムが開催されて、これがもう第何回かになっているわけですが、この成果というのがどんどん上がってきているなど私も今回はすごく思いました。どうしてこのフォーラムが良かったのかなと思いますのは、やはり大勢の一般府民の参加者が来られて、こういう制度がありますよということを説明し、そこへ幾つかの業者の皆さん、信頼食品登録制度に登録している皆さんが来て、自分のところではこんな風にやっているということを話されています。その話す過程で業者の人たちが本当に一生懸命自分の会社の中の質を高め、すごい教育効果を持ちながら行っているというようなことです。それが非常に効果が上がってきている一つの制度だと思いますので、フォーラムの果たしている役割は大きいと思っていますから、是非こういうところも一つの成果として上げつつ、評価していただきたいなと思います。

(事務局)

推進関係の取り組みの一環ということにもなると思いますので、今、委員がおっしゃられたようなことはまた情報提供させていただくことは非常にいいことかと思えます。今おっしゃられましたように、品質管理が高まるというだけではなくて、ご苦労されながら会社一丸となって社員のモチベーションを上げながらやっておられるということをご報告いただいているところが多くて、こちらとしても実際にそういうご報告を聞くと、有り難いなとか、更にこの取り組みを進めなければいけないなと思えました。

(会長)

お互いの信頼関係が深まるということがいいので、取り組みの直接的ではないけれども、2番のところの中にでもちょっと触れていただけないかと思えます。

(事務局)

今回は参加できなかったのですが、昨年やその前に参加した時のことを少し紹介させてもらいますと、本当に今おっしゃられたとおり、それぞれの生産のところ、加工される方、あるいは消費者、生協の方とが一緒になって自分のところの経験を発表されますし、また試食もし、本当に素晴らしい交流会だと思います。この信頼食品登録制度の業者さんが発表されたのは、最初はとても難しいと思ったけれど、取り組むことによって、会社そのもののレベルが上がっていったと。これが非常に付随的な効果としてあったのですね。あるトラブルがあっても、それまでどこが原因かわからなかったと。だけれども、しっかりと記帳したことによって、そのトラブルの原因がわかったと。そういう波及効果があって、本当にやってよかったという発表がなされたのですよ。これは本当に素晴らしいと思えました。

先ほどからお話がありましたように、推進計画をつくっている市町村の数が真ん中ぐらいというのでは、折角和食がユネスコの無形文化遺産になったのに、京都府はもうちょっと頑張らないといけないと思いますので、このフォーラムも含めて盛り上げていきたいと。同時に、また次回は報告するようにしたいと思います。

(事務局)

フォーラムの開催については18ページに書いております。今、ご意見いただいたことについては、補強しておきたいと思っています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

先程お話がありました、食品の科学的な検査についてですけれども、これは、今回随分問題になりました、レストラン等での偽装表示について、今後点検していくことも行政に求められていくだろうと思うのですが、それについての検査はどうでしょうか。

(事務局)

出来るものと出来ないものがあります。また、DNA検査による品種の判定精度はほぼ100%ですが、産地、例えば国産か中国産かの判別のものについては、この品目については90%の確率ですとか、80%の確率ですとかという形になっています。ですから、この検査結果をもって全て誤りだと言い切れない場合が多くあります。

こういう科学的検査の手法を使いながら、併せて仕入れ伝票であるとか、そういうものと突き合わせてやっていく。そういった場合に科学的検査というものは非常に相手に対して説得力のある手法ですので、併用しながらやっていきます。

それから、DNA検査は100%と言いましたが、お米でDNA検査をした場合、品種判別はほぼ100%の精度なのですが、場合によっては単なるミス、コンタミネーションというのですが、精米のところで意図せざる混入の場合がありますので、そういった点もよく点検しながらやっていく必要があると思っています。一つの道具としてこういう科学的検査を使っておりますが、限界もわきままえながら使っていきたいと思っています。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

48項目について取り組まれているわけですが、分かりにくいなど思ったのは、31ページの無承認・無許可医薬品の監視ですが、これはまさに監視件数なのでしょうか。もしそうであるならば、25年度の実績の12

00件のうち、立ち入り検査に至ったのが何件で、そこから指導に至ったのが何件でというものが書いてあればわかりやすいと思います。わかれば教えてください。もしわからなければ、次回以降に見せてもらったらどうかと思います。

(事務局)

今詳しく答えられませんので、次回調べてお答えをさせていただきます。そして、ご意見を賜った形で記載させていただきたいと思います。

(委員)

49ページ、トレーサビリティについてお尋ねしたいと思います。鶏卵と鶏肉についてはこのトレーサビリティのところで府でやってもらいますけども、牛肉はやらなくちゃいけないということで、農林水産省がやっておりますけども、それとの関連、どんな形でやっておられるのかを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

今おっしゃられましたように、牛肉のトレーサビリティ、これは平成13年のBSEの問題を受けて法律が出来て、それに基づいて全国的に国が実施する。それに地方自治体や各団体が協力しながらやっていくという体制でやっています。

それで、牛肉のトレーサビリティの実施体制は2つあります。1つは牛の移動、それから屠殺、そういった情報がすべて1カ所のセンターに集まってデータベース化されて、耳標、いわゆる10桁番号で検索出来る。それと、それを検証するために各屠畜場で、牛肉のサンプルを取って、それを国が保存して、実際に流通しているものと、DNA検査により固体識別までやる。そういうシステムがあります。

今回この鶏卵・鶏肉トレーサビリティというのは、京都府の独自の取り組みです。きっかけは、平成16年2月に当時丹波町で発生した鳥インフルエンザを契機にしまして、あの時に実際に人への健康影響はないにもかかわらず、鶏卵・鶏肉の消費がやはり落ち込んだという状況がありました。その対策として、京都府、それから鶏卵・鶏肉、養鶏場の方、流通の関係の方々、信頼回復のためには今まで以上の取り組みが必要だということで、このトレーサビリティシステムを構築しました。

トレーサビリティシステムといいますと、基本的には流通の状況がすべて把握できるというものなのですが、京都府のトレーサビリティはそれに

加えまして、それぞれの生産流通の段階で衛生管理の基準を設けまして、それをクリアするという、トレーサビリティにプラスして衛生管理の取り組みというものも組み合わせながらやっているものです。

それで、鶏卵については基本的に京都府内が中心、京都府内での生産者、それから府内での流通が中心なのですが、鶏肉については京都府内で流通している鶏肉は京都府内で生産されるものよりも、他府県から来るものが非常に多いので、京都のシステムを他の府県の養鶏場なり団体が共通して使えるようなシステムにして、そういう形でトレーサビリティを行っています。

(委員)

これは国としては、こういうことは推進しているのでしょうか。

(事務局)

トレーサビリティの立ち上げのためにデータベースの構築、一連のシステムの構築について多額の経費、コストがかかっています。それについては、国からの助成をいただいてやっております。基本的にソフトの取り組み中心とはいうものの、やはり立ち上げ時のコストがかなりかかりましたので、その辺については国から支援をいただいています。

それからもう一つは、公共機関がやるものは牛肉限定ですが、それ以外のところはそれぞれの団体や事業者が実施するというスタンスで、国はそれをソフト面で支援するという取り組みをされています。

以上です。

(委員)

29ページですが、いろいろな検査をして、問題になるものは流通しないということが前提でということで、750検体検査をされています。その中で、放射性物質の検査、残留農薬、動物用医薬品等検査とあるのですが、これは検体を検査に出してから大体何日ぐらいで結果が判定するのか教えてください。

(事務局)

放射性物質であれば比較的早く、朝入ればその日の夕方ぐらいには結果が出ます。残留農薬であれば、240項目ほど一括検査法ということでやっておりますので、1週間程度はかかるというところです。動物用医薬品も1週間程度、微生物においてはマイナスという判定であれば次の日か2

日目辺りで可能なのですが、プラスでそれが何かという場合には1週間ほどかかると思います。

(委員)

そのことを踏まえまして、JAでも残留農薬検査を、この132検体以外に、171検体、JA独自で検査しています。それはこの審議会の中で委員の皆様方からJAでは検査しないのかという厳しいご意見をいただく中で、JAもお金を出して検査をしようということで、171検体実施をしています。今のところ問題になるものは出ていません。

これまでの経験を言いますと、検査の結果がでるのに1週間もかかってしまいますと、生鮮野菜はほとんどが中央市場や直売所を通じて皆さん方のおなかの中に入ってしまったっています。1週間たって判明しましたとって対応しても、すでに10日ほど経っているわけですから、ある意味で手遅れであります。

この行動計画は、検査検体数を増やすという方向で、750検体を検査することとなっていますが、検体数を増やすよりも、むしろ京都府の目標は検査結果を早く出すという、そういう技術開発のところにもっとお金をかけていただきたい。仮に2日なり3日で検査結果が出るとなると、すぐ対応がしやすいです。中央市場にもすぐに話が出来る。もうすでに口に入ってしまったっているのに、口から出せというわけにはいきません。消費者の口にはいるまでに止めるという対策が本来の安全・安心行政で、もっと早く結果が出る仕組みを確立することにお金をつぎ込んでもらいたい。検査数を増やすよりも、検査結果を早く出すような計画をするよう委員の皆様方から発言して欲しい。そうしたら、我々JAグループもさらに一生懸命努力をします。安全・安心なものが皆さんの口に入ることが一番です。

生産者は、頑張って、何の農薬をいつ、どんな倍率でかけましたなど、一生懸命書いています。記帳内容について調べることは可能ですが、調べるのが安心行政じゃなくて、安全なものが口に入るようにすることが、本来の行政であると思います。何度も言いますが、検体件数を増やすということばかりではなくて、技術的に難しいかもしれませんが、むしろ検査結果を早く出すという技術開発にお金をつぎ込んで、欲しいと思います。

(会長)

よく分かります。その辺りはいかがですか。

(事務局)

検査につきましては、京都市や民間の検査機関等もございますけども、今全国で流通している検査機器の精度からいうと、なかなか難しいかと思えます。ただ、課長も申しましたように、多くの検査をやっておりますので、単品でマラチオンだけとかそういうことであれば比較的早く出るということではあるようではございますけれども、例えば特定の農薬に特化するような形の検査、その辺りはご専門の委員の先生方によくお聞きして、検査の機器につきましては、これは京都府だけではなかなか出来ませんので、科学技術の振興の観点も含めて考えていきたいと思えます。

(会長)

部長さんもおられるので、ルーティンな仕事だけではなくて、保健環境研究所を持っておられるので、そういうものの開発を仕事の中で取り入れていただければ。検査法や機器の開発、専門の大学や研究所、メーカーに頼るだけではなくて、そういうマインドも必要だと思うので、心がけていただければ有り難いと思えます。

(事務局)

しかと受け止めまして、関係部局と相談しながら提案をしていきたいと思えます。

1点補足ですが、検査結果について今のお話もっともだと思えます。同時に生産過程において、先ほどの信頼食品登録制度や、生産現場、特に農業の関係、お茶の関係であればGAPというものがあまして、生産現場においても生産工程できちっと管理していこう、農薬に使用の記帳をしていこうと、一生懸命やっております。また、エコファーマーの話もありましたけれども、これも農薬の使用を減らしていこうと。生産現場も努力をしています。その結果としてまず基本的には基準値違反が出ないということが一番大事だと思っております。そこは一生懸命努力しています。ただ、結構コストがかかります。

(委員)

リスコミの開催回数とか、意見交換の開催数とかそういった取り組みについてある程度目標を達成されていますけれども、その中の一つ一つの会の参加者、箱に対しての参加者数、定員に対する参加者数の割合というのが書かれていませんので、実際のところリスコミは募集されていた人数よ

りは参加者数が少ないように思うのですね。数字上では100%達成となっていますけれど、内容的には参加数が少なく、これで達成出来ているのか。先日11日にあった山城の方の交流会に参加させていただいたのですが、参加者の方から、交流会とかリスコミに参加をしようにも、こういったものがあるということを知らなかったとの声がありました。もうちょっと交流会がありますよということのアナウンスをして欲しいというご意見がありました。本当にそうだなと思っています。この人数だと、畜産系は12名しかご参加がないので、計画として100%ですけども、達成できているのかなと思ってしまうので、もう少し数字を書かれて効果と今後の取り組みを書いていただける方が、リスコミの強化になるのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃることは2点。一つは、幅広く情報提供するという点。それともう一つは、参加者数というこの2点だと思います。幅広くお知らせするという辺りがやはり課題だと思います。悩みでもありますし、片一方で今年度こういう体験型の研究所を使ってというのは、初めての取り組みでありますので、そういう面でもう少し計画的に広報出来なかったかなというところがあります。来年度に向けては少し早目に計画して、広報を少し早目に打っていく必要があると思っています。更に、普段こういったことを知らない方々に伝えていくにはどうしたらいいのかについては、もう少し研究をしていく必要があると思っています。

今後の課題として、情報提供の仕方ということも含めまして、例えばフェイスブックを使うとか色々あると思いますが、そのような課題意識を持ちながらやっていきたいと思っています。

人数の関係につきましては、一つはこういう体験型のものをしようと思うとやはりキャパシティの問題があります。そのため、大体20人から30人ぐらいを募集定員にしてやっています。その中で、今おっしゃられたように、魚等の水産物は宮津にある海洋センターと、それから綾部にある畜産センター、そちらへ集合していただくという形になりましたので、やはり来づらいところはあったと思っています。その辺をどうするかという課題はあります。

ただ、これは体験型のリスコミということですが、取り組み内容の主なところで挙げている以外に、もう少し規模の大きい取り組み、例えば京都府生協連さん、生協さんと連携した取り組みでは30から80人ぐらいのものを3回、それから消費者庁や農林水産省も含めて実施した

放射性物質のシンポジウム、そういった国と連携したものは200人弱ご参加いただいています。今おっしゃられた意見を念頭に置きながら、たくさん集めてやるほうが効果的なものと、少人数で実際に経験してもらうもの、例えば亀岡の農林センターでは自分で検査をしてもらいますし、保健環境研究所では、食中毒の関係で実際に検査体験をしてもらっていますので、それぞれの分野に応じて組み合わせながら効果的にやっていきたいと思えます。

(委員)

今おっしゃられたことでいうと、少し反省をしております、畜産センターへ行った時に、私は所属団体から参加をしたのですが、そこからどういように私たち自身がつなげていけるかというところが整理されていなくて、参加、団体で行ったときにはどうつなぐかということも少し考えなくてはと思いました。鳥インフルエンザが起こってから生協では現地への見学を自粛しています。養鶏場や畜産現場を見に行った時、本当に大変だとか、安心のためにはこんな努力が要るのだと思う一方で、消費者が現地でどこまで入っていけるのか、どこからは映像でもいいよとか、そのような整理も本当は必要だと思いました。

(事務局)

有り難うございます。

おっしゃられますように、一つは我々行政だけで情報発信しようとするのではなく、色々なところと連携してやっていくということが必要だと思います。それから畜産関係については、防疫の問題がありますので、その管理ができる京都府の研究所という限定したところでやっております。

そのような中でも貴重な経験をしてもらうようにしていきたいと思っています。

(会長)

他にございますか。

(委員)

農薬の関係につきまして、平成25年府内産農産物での残留値基準値違反は無かったと書いてございますが、ネオニコチノイド系の農薬は基準そのものが国際的基準と比較して甘いという報道などがありまして、その点についてのご見解はいかがでしょうか。

(事務局)

まずネオニコチノイド系の関係の農薬の話をしていただきます。

ネオニコチノイド系の農薬というのは、昆虫等と哺乳動物等の生理反応の違いを利用して、昆虫なんかに特異的に効くという農薬です。ですから、従来の農薬に比べて非常に少量で、昆虫に特異的に効くということで、農薬業界では環境に優しい農薬とされています。新しい分野の農薬ですので、まだまだいろいろ検証が必要なところがあると思います。

ただ、片一方で、ヨーロッパの取り組み、それは色々背景はあるようですが、国内での動きでいきますと、今みたいな形で特定の、こちらが農作物の被害、害虫に特定のものに効くような形でやると、結果として周辺の赤トンボとかそういったものにも影響を及ぼしてしまうということで、環境面からどうかという考えがあります。

それからもう一つは、ミツバチの突然死。原因は複数あるのではないかと思います。この農薬との関連性も指摘されています。それについても検証されたものではないというような中で、農林水産省において、そういった検証の取り組みは現在進んでいるところです。その中で、一つはミツバチとの関係がありますので、散布するときには十分配慮しながらやっていくという指導が出ており、農薬の使用者側と、養蜂農家の間で連携をとってやっていくという取り組みがあります。

ただ、今おっしゃられた基準値自体については、今の時点での農薬の登録、それから食品衛生法上での健康被害の可能性のところについてはかなり膨大なデータをとって、今のところこれで大丈夫だという形で進んでいるという現状であります。ただ、今おっしゃられましたように、その他の昆虫であるとか、そういった環境面での影響というようなことがありまして、そういう面で農林水産省がさらに検証を進めるという話を聞いております。

(委員)

有り難うございます。

昆虫だけではなくて、人間への健康被害についての問題も指摘されていますので。

(事務局)

その関係について、特定の論文があるのは承知しています。

ただ、学会の中では、今のところはオーソライズされているとは聞いて

おりません。

それともう一つは、環境省が全国展開のエコチル調査というのをされています。全国で10万人規模でしたでしょうか、新生児から十数年間色々な環境面での影響を追っていくという調査が開始されています。子供に影響を与えるかもしれない、親御さんが心配されるような要素、そういったものについて追跡検査項目という形になっています。その中の一部分に農薬関係、それ以外のものもたくさんあるのですが、農薬関係も入っておりまして、その中に現時点でこのネオニコチノイド系のものも追跡調査するという形になっております。それについては、エコチル調査でデータが逐次見られますので、その辺は注意しながら見ております。

(委員)

有り難うございます。

(会長)

14ページのちらし等を活用する情報提供店のところですが、かなり達成度が低いですが、これはもちろん京都市内を除いた店舗ということですか。

増やしていくという目標は当然なのですが、委員の皆さん方にも何かいいアイデアがあれば。どういう形で増やしていくか、事務局は何かお考えになっていますか。

(事務局)

店舗数につきましては、京都市内を含みます。増やしていく関係ですが、チェーン店が幾つかありますので、その辺りにお声掛けをしてきたいと。

(事務局)

会長ご指摘の点、おっしゃるとおりでして、ある程度協力していただけるところは一巡しており、伸び悩んでおります。もしいいお知恵があればお願いします。

それから、こういう自然な形での情報提供、先ほどもありましたように、関心のない方々に何かの形で伝えたいなという思いがあり、こういう手法をとっていますが、手法も含めて課題だなと思っています。

(会長)

大きなスーパーでしたら荷物を入れる時に、チラシをちらっと見ますよね。年度別の目標が最後の年が300件と。やはり増やしていかなければ。一番達成されにくい、常に足引っ張っているところなので、いいやり方があれば委員の皆さん方にもお考えいただきたいと思います。

他にございませんか。

それでは、25年度の実施状況、それから26年度の目標に向けて、委員の皆さん方のご意見をいただき、それで事務局からもご説明をいただいて、ここに提出された部分については修正するところ、あるいは改善するところも含めてこれでご承認いただけるということによろしいでしょうか。

はい、有り難うございます。

(会長)

それでは、報告事項に移らせていただきます。それでは、事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、生活衛生課から報告事項について説明させていただきます。

資料としましては、資料の2、59ページから78ページまでです。監視指導計画という冊子になっておりますが、ガイド版を59ページでまとめておりますので、その内容で少し説明をさせていただきたいと思います。

この監視指導計画につきましては、食品衛生法の24条の規定により、毎年策定をしています。26年度の計画につきましては、2月6日に消費者、消費者団体の方々と意見交換会をさせていただいて、ご意見をお伺いしております。そして2月28日にも審議会の評価部会にもこれを示させていただきまして、意見をお聞きして、修正等を加えまして、本日の審議会に報告事項ということで提出させていただいております。

この監視指導計画の中身につきましては、先ほどご協議いただいた行動計画の中にも一部重複してあります。中身としては、食品検査や、監視指導の関係が重複しておりますので、そういったところもございしますが、本日御意見を賜って修正する箇所があれば修正していきたいと考えております。

食品衛生法が改正されまして、平成16年度からこの監視指導計画の策定というのがスタートしております。平成25年でちょうど10年が経過したという状況です。26年度の監視指導計画の内容ですが、基本的方向というのはここに書いていますとおり、監視指導の評価だとか、収去検査

のこと、食品衛生監視指導班による監視指導や自主管理の推進という内容でございまして、例年おおむね同じ内容で計画策定をさせていただいております。

2つ目の取り組み事項です。まず重点事項ということで、食品検査にかかることで、まず、アレルギーについての関係です。学校給食でも事故がございましたし、京都府でも健康対策課になります。京都おこしやす事業ということで、アレルギーを持っているお子さんでも安心して京都に修学旅行に来ていただけるようにということで、旅館・ホテルの業界と連携施策を展開しているところでございます。

このような状況もあり、今回、検査機器整備をいたしまして、従来からの検査に加えて、新年度からはアレルギー検査を追加してやっていこうと考えております。それ以外の検査につきましては、先ほどからの放射性物質検査等につきましては継続実施していく予定でございまして。

次に、食中毒対策ということでございます。全国的な食中毒の発生状況を見ますと、ノロウイルスとカンピロバクターが非常に多いという状況です。また、通常夏場に発生するというイメージから、冬も件数が多くなってきておりまして、年中を通じた対応が必要になってきていると思っております。

ノロウイルスやカンピロバクターにつきましては、食中毒予防の三原則というような言葉がありますが、それだけではなかなか対策としてうまくいかないケースもあると思っておりますけれども、今後とも注意喚起、啓発、について丁寧やっていこうと考えています。

そしてもう一つ、生食用食肉の関係です。昨年京都府では生レバーを提供したということで逮捕者が出た事件がございまして。来年度につきましては、こういった規格基準の遵守について、焼き肉店や食肉販売業者へ徹底指導していくということを予定しております。

又、この資料には記載していませんが、平成19年に中国産の冷凍ぎょうぎにメタミドホスが混入された事件というのがありました。今年の正月にも、ご承知のとおり、アクリフーズのマラチオンの混入問題というのがありました。犯人は逮捕されましたけれども、こういった故意による異物混入というのはなかなか対策が難しいと思っております。26年度は何をするというわけではありませんが、どういったことが出来るのかというのをまず検討していったって、フードディフェンスというような取り組みもあちこちで見られますので、実際、行政として何が出来るのかも考え始めていきたいと思っております。

それから食品表示につきましても、昨年、メニュー表示の偽装問題があ

りました。直接食品衛生法ではありませんが、今後景表法の改正というようなことがあるかと思えます。その辺は関係部局と連携してまた調査等していきたいと考えております。概要については以上です。

60ページには、いただいた色々な御意見について載せております。皆さんからいただいた内容といたしましては、先程御意見もいただいた残留農薬等の検査につきましては、継続をしてやっていこうと。検査の時間の短縮は難しい現状ではございますが、結果については少しでも判明した次第、すぐに公表していくというような形で事を進めたいと考えております。

簡単ではございますが、食品衛生監視指導計画の内容について説明させていただきました。

以上です。

(会長)

有り難うございました。それでは、続いて衛生部会について。

(事務局)

続きまして、食品衛生評価部会の開催結果についてご説明をさせていただきます。

2月28日に食品衛生評価部会を開催しました。資料の3、79ページから89ページまでです。

この時に出させていただきましたのは、26年度の監視指導計画と今年度分、9月末の数字ではございますが、中間報告という形で監視指導計画の中間報告をさせていただいて、それ以外に、25年度の食中毒の発生状況とか、食中毒注意報の発令について説明をいたしました。

まず、評価部会でお伝えさせていただいたのは、食中毒注意報についてです。資料は85ページになります。随分前から夏場は7月から9月までの3カ月間は食中毒注意報を発令しております。もう何十年も前の基準でやっておりましたので見直しをしてはどうかというご意見をいただき、見直しをしました。そして、他府県の状況も見ながら、12時間以上気温が30度以上継続されることが予想されて、当日の最低気温と最高気温の差が10度以上と予想される時、前日の平均湿度が90%以上で、かつ当日の最高気温が25度以上と予想される時という形で、発令基準の見直しをしました。今年度の状況は9回発令しております。

そして、冬の食中毒注意報も今年度から発令をしています。87ページになります。これは感染症サーベイランスの定点の発生状況を参考にやっております。府北部地域、または府南部地域のどちらかの地域において感

染性胃腸炎の定点当たりの患者報告数が10人を超えた時、それから府内全域において同一週に食中毒事件が2件以上発生した場合等、必要と認められた時ということで、こういった2つの判断基準で発令をしております。今年度は、12月13日と年明けの1月23日、2月7日ということで3回発令しております。

89ページには、今年度の食中毒の発生状況ということで、掲載させていただいています。上の段が京都府で、5件発生しております。今週の最初にも1つ事例が発生しております。現在、全部で6件の食中毒事例ということです。こういった形で評価部会へ出させていただいて、26年度の監視指導計画、食中毒注意報の関係については了解をいただいているという状況です。

今後注意をされた方がいいのではとアドバイスいただいたのが、食中毒の発生で、ノロとカンピロだけではなく寄生虫の関係が増えつつあることです。特にアニサキスが増えているようなので、実態はよく分からないですが、調べてみたらどうかということでした。

それから、有害鳥獣の関係でシカ肉等も最近では食品として出回るようになってきているので、その辺の注意が必要ではないかということでした。

それとあと、これは食中毒とは関係ないですが、厚労省からA型肝炎の数が増えているとのことで、その辺も含めて色々と情報収集しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

(会長)

それでは、食品における放射性物質検討部会についての報告をお願いします。

(事務局)

資料91ページをお願いします。

1月に放射性物質検討部会を開催しました。趣旨としましては、来年度の食品中放射性物質検査計画(案)及び放射性物質に関係しますリスクコミュニケーションの実施計画(案)について協議をいただきました。結果として、部会として承認いただきました。

いただいた御意見については、91ページの真ん中に書いておりますように、検査計画は、流通食品については引き続き検査をすることが妥当、府内産農林水産物については、26年度はこの計画でよいが、今後水産物など依然として不安があるものなどに重点を移していくことを検討して

はどうかと意見をいただいたところです。

もう一点、リスコミの計画です。リスココミュニケーションは引き続き大変重要だということで、体験型リスココミュニケーション等は分かりやすいので続けていくことが必要だということ。もう一つ、学校の先生や医師など一般の方が身近で信頼出来る人に対する情報提供は大切なので、その点からも開催方法を検討されたらどうかという御意見をいただきました。

提出した資料は92ページ以降です。92ページは流通食品の検査計画です。先ほどもありましたように、昨年と同程度で実施していくということです。

93ページは府内産農産物の検査計画です。上に書いてありますように、基本的な考え方は25年度と同様ということで、府内の主要農産物、主要作物については産地、出荷地域ごとに府の試験研究機関で検体を採取し、それ以外の地域で主要な品目については、市町村の要望も踏まえて振興局が実施していくという形で考えております。

検査の数としましては、300検体。そのうち府の試験機関でやるものが200検体となっております。具体的な検査数の動き、農産物、畜産物等の内訳については、下の表に記載しています。右側の計画のところですが、25年度当初は340検体で計画をいたしました。調整段階では400でしたが、市町村からの要望が枠よりも少なかったということで340になっています。見込みの数値としてはこれに近い数字になっています。この実績を踏まえ、26年度につきましては300と計画をしています。上の146から3、11、40までが府の試験研究機関で検体を採取するものです。

それでは96ページ、リスココミュニケーションの開催についてです。放射性物質をテーマにリスココミュニケーションを実施していきたいということで、開催の仕方として①から⑤を考えています。府の研究機関等を使う体験型のリスココミュニケーション、②では消費者団体、③では国と連携して、それぞれ協力して実施するリスココミュニケーション。その他、小規模なリスココミュニケーションということで、大小様々な形で考えています。右側には、具体的な開催回数を書いています。小さな出前語り等の小規模なものを含めまして10回程度開催していきたいと思っているところです。

続きまして、99ページ、リスココミュニケーションについても説明させていただきます。先程説明したのは放射性物質ですけども、その他のテーマでもリスココミュニケーションをしていきたいと考えております。開

催方式は先程の放射性物質の関係と同じように大小様々な規模で思っております。テーマについては、食品中の放射性物質についての他、食中毒、添加物、残留農薬、農産物についての安心・安全対策ということとを考えております。具体的なテーマの決定に当たっては、消費者の関心に沿ったテーマを選んでいきたいと思っております。

100ページ、101ページでは、体験型リスクコミュニケーションのやり方、現在の計画の状況についてお示しいたしています。100ページで「体験型リスクコミュニケーションとは」と書いておりますように、専門家が消費者に分かりやすく説明するのと合わせまして、府の施設を活用して検査現場、農産物の生産現場を見ていただいて、より深く理解していただきたいと考えているものです。

内容・構成のところで見ていただけますように、話題提供、施設見学、その他意見交換ということで、少人数ではありますが、府民の方と1対1、質疑応答方式で意見交換をするという形で開催するものです。

101ページ、今年度の開催計画の作成中のものですが、表にありますようにそれぞれ茶研、資源研究所、丹後農業研究所、それから農林センターということで、それぞれの作物が作られている所で意見交換をやりたいと思っております。

それから、昨年同様に保健環境研究所や保健所も使いまして開催出来ないかと調整をしているところです。

以上です。

(会長)

今までのところで、何か質問ございますか。

(委員)

89ページ、食中毒の病因物質として、植物性自然物とありますが、これは何ですか。

(事務局)

キノコの中毒が1件ございました。

(委員)

家庭での発生ですか。

(事務局)

家庭での発生です。

(委員)

有り難うございました。

(委員)

79ページにあります食品衛生評価部会について、開催の報告がされていますが、26年度の衛生監視指導計画については、意見を伺い、おおむね了承を得たとなっています。ここで決まったということで、それはそれでいいですけども、この出席者が専門委員3名と京都府5名というのは、これは一般の府民の方5名なのか、京都府の職員が5名なのか教えてください。

(事務局)

これは公開でやっておりますが、5名は我々の職員です。

(委員)

専門委員は大学の先生方ですか。

(事務局)

はい。3名です。

(委員)

分かりました。それでは、62ページの衛生監視指導計画を見せてもらいましたが、一番下の黒の四角、細かく農産物、輸入食品も含めて収去検査を実施し、監視体制を強化しますと書いてありますが、その監視体制を強化するという、強化する中身は私が先程お願いしました、検査を更に充実させる、早く検査をする体制を開発・研究するということについては、国の予算もあるかと思えますけども、京都府としてはそういうものに予算を26年度に組むとはなっていないのか。部会を中だけでやっているとのことなので、我々の現場の意見を聞いていただいたら、早く検出出来る検査体制を組むということが強化体制だと思うんですけども、もう少し現場の意見を聞いていただければ。

(会長)

少し誤解があると思うのですが、この計画実施についてはこの審議会

でも検討されました。それから事前に意見を聞いて、パブリックコメントも得てやっています。それを受けて、評価部会に更に意見があればということで部会が2月に開かれたと思います。

(委員)

済みません。それで、それを評価されたのは公務員さん本人ということですね。

(会長)

いえ、食品衛生評価部会というのは、この審議会の下に4つ専門部会が置いているもののうちの一つです。3名の専門家でこのメンバーとは別に部会を形成しています。部会で説明をしたのが、京都府の5名です。

(事務局)

そうです。あくまでも事務局としてこちらが説明をさせていただいて、部会として了承いただいたという形です。

(会長)

委員がおっしゃった迅速な検査体制の部分については、今後配慮し、検討していただくということによろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

全体計画はここで承認してよろしいですか。

(委員)

今回ではないということですよ。2月28日に専門部会で平成26年の計画を承認いただいて、26年度の監視指導計画を本日ここで協議している。

(会長)

これは報告です。

(事務局)

報告と一応書かせていただいているのですが、この中身として、検査計画は行動計画の中にも重複して入っておりますので、協議している部分も一部あります。

(委員)

先ほど言われた意見を反映していただいたということですか。

(会長)

その部分については反映していただくということです。

それでは、その次に移らせていただきます。103ページの表示問題について説明をお願いします。

(事務局)

103ページ、資料6です。昨年10月22日に阪急阪神ホテルの系列、阪神ホテル23店舗で、メニュー表示と異なる食材が提供されていたということが公表されて以降は、全国でメニューの偽装表示ではないと言われる案件が出てまいりました。社会問題化したものでございます。

京都府の状態がどうだったかということ、2の府の動きのところで触れていますけれども、業者に事情をお聞きし、必要なものについては立ち入り検査を行いました。その結果、12の事業者、9社11ホテル、それから3百貨店の4店舗で不適切な事例が見つかったということで、105ページから107ページに一覧表をつけておりますけれども、39のメニューで不適切な表示になっていたと。主なものを103ページの上に記載させていただいておりますが、サーロインステーキと表示されていたものが、実際はリブローズであったと。そういった、メニュー表示と実際の食材が違うというものがございました。

それで、この間の府の動きですけれども、10月の公表を受けて、速やかにホテル協会に適正な表示について要求をし、それから立入調査に入っています。

最終的には2月12日に行政指導として3事業者に対して文書注意を行いました。あわせて、国に対して景品表示法の拡充について提言を行っております。こういう不適切な事案があったということで、京都商工会議所との共催によりセミナーをこれまで2回実施しました。

104ページにもありますが、今年に入ってからですけれども、消費者庁がガイドラインを示しております。これに対して、意見交換会というものがありましたので、地方公共団体では京都府だけが参加をしました。全

部で12の事業者、関係団体の方と意見を交換したところです。

一方、国の動きですけれども、12月に関係府省庁等会議がありまして、それを皮切りにしておりますけれども、ガイドラインの作成とあわせまして、12月19日には消費者庁が3事業者に対して措置命令を出しております。この措置命令というのは、誤った表示を行ったということで、それまでもホームページ等々、マスコミも含めて公表はされていましたが、改めて一般消費者に周知徹底というのが一つ。それから再発防止を講ずること、そして当然ですけれどもそういった表示は行わないということ、という内容で命令が出ております。

今年に入ってから、農林水産省の職員と併任という形で、食品表示Gメンというのが発令されております。これは、2月26日に発令されまして、京都府域では農政局の職員5名が並任でGメンという形になっております。

この間のこういった社会問題化された動きを受けまして、景表法、正式には不当景品類及び不当表示防止法というのですけれども、これを改正する法律案が国会に提出をされております。それで、この法律の中身は108ページに、これは消費者庁が出しているのですが、大きくいいますと網かけしている4つの柱立てになっておりまして、特徴的なものは一番上にある事業者のコンプライアンス体制の確立ということで、事業者はそういった体制を整備しなければならないということ。それから、各都道府県も求めているのですけれども、3番の監視指導体制の強化ということで、現在の景表法では、国に行政処分の権限があります。都道府県には行政指導の権限しかありません。これを強化ということで、権限の一部を都道府県知事に付与という中身で法律案が提示されているところでございます。

なお、右下のほうに課徴金制度の検討等ということがございますけれども、これはほぼ毎週のように国において検討がなされておりました、法律には盛り込まれませんけれども、政令等でこういったものが定まってくるということになろうかと思っております。

104ページに戻って、今後でありますけれども、最近マスコミに取り上げられる機会が減ってきたということで、やや下火になってきたような印象を受けます。印象というか錯覚を受けるわけですが、これは過去にもそういう事例があつて、また起こったということですので、決して過去のものとしてはいけないと考えておりますので、今年の3月中に、消費安全センターに事業所向けに表示の相談窓口を設置ということになっておりますけれども、本日付で窓口設置をいたしております。これは電話で相談を受けてお答えをしています。

それから、研修会を通じた啓発、事業者指導、先ほどもセミナーをやっていたというお話をしておりますけども、今後もやっていきたいと思っております。国のガイドラインが近く出るものと見込まれますので、そういったものを踏まえて、26年度の出来るだけ早い時期に、分かりやすいパンフレットをつくっていかうと考えております。これは基本的には事業者の倫理の問題ということではありますけれども、一方消費者の側から見てどうかということを考えてときに、こういうものを見破る力といいますか、そういったものも大事かと思っております。京都府ではこの3月に消費者教育推進計画というのをつくりました。この中で、より賢い消費者、将来のことも考えて、事業者に対しても、それから府民の皆様に対しても消費者力が向上するといった取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(会長)

有り難うございました。

(事務局)

111ページをお願いいたします。

府民の意見を参考にして施策をつくっていくための一つの参考となるデータを得たいということで、アンケート調査を行ったものです。もう一つ来年度の食の安心・安全行動計画の改定に向けた参考資料としたいと考えております。くらしの安心推進委員さんが260名余りおられますので、その方を対象に実施いたしました。来年度も同様の調査を行って、経時的な変化も見ようと考えているところです。具体的なアンケート調査表は113ページから114ページにわたっているものです。

以上です。

(会長)

何かご質問はありますか。

(委員)

気になりましたのは、このアンケートは、くらしの安心推進員を対象にということではしょうがないのですけれども、やっぱりこれからのことを考えた時に、若い年齢、20代から40代の人がほとんどいない。今日いただいた、今年の安心・安全行動計画実施状況の一覧表をいただいて見ると、一番気になるのが、例えば無承認医薬品の監視、こういった問題が

とても増えてきている。昨日も会議があったのですが、消費税が上がって、学生さんの暮らしがとても厳しくなっているのです。つつい安いところに走るの仕方がないのだと思います。もう少しそこは丁寧にアンケートをとりながら把握していく必要があると思いました。若年層で言えば圧倒的にアレルギーへの関心が強いです。その辺をどう組み合わせしていくかということでは、昨年リスクコミュニケーションをやっていただいて本当に良かったという声があります。それは、お一人の先生だけのご意見を聞くのではなくて、色々なところからの意見を聞くことで、自分の考え方に少し広がりを持つてることがあるので、出来れば明るい方に焦点、シフトを合わせた施策、計画というのが必要ではないかなと思いました。

(会長)

活発なご意見をいただきまして、有り難うございました。

(事務局)

1月23日に、韓国での鳥インフルエンザの発生を受けまして、府内のすべての家きん飼養者へ衛生情報をお送りしました。農林水産省からも動物衛生課長名で、発生状況の周知、注意喚起等の指示があり、環境省は、対応レベル2に変更しました。京都府としましてもお話ししましたように、家きん農場の巡回をしましてし、続発を受けて、不急の渡航の自粛を要請したものです。

府内の野鳥につきましても対応レベル2に変更したところで、特に死亡野鳥があった場合には簡易検査を実施する体制を組んでいます。

このような状況ではありますけれども、府内において疑うような事例はございませんし、全国の監視の中でも疑う事例は発生しておりません。

以上です。

(会長)

有り難うございました。

それでは事務局へお返しします。

(閉会)